

日本西洋史学会第41回大会

部会別研究発表要旨

1991年5月19日
名古屋大学

最も新しく、最も詳しく書かれた待望の通史

世界歴史大系

構成

アメリカ史	全2巻
ロシア史	全3巻
中国史	全5巻
ドイツ史	全3巻
フランス史	全3巻

細分化・多様化した研究状況をふまえて、最新の研究成果にもとづき、第一線の研究者が書き下ろした最も信頼できる歴史書。従来の概説書をこえ、全時代を詳細に満遍なく記述。本文・補説・注の構成は歴史への理解を深める。手引・事典としても活用できる。

イギリス史

全3巻 完結！ A5判/上製箱入

- 1 先史〜中世 青山吉信編 定価五五〇〇円
 - 2 近世 今井 宏編 定価五〇〇〇円
 - 3 近現代 村岡健次 木畑洋一編 定価五〇〇〇円
- 従来の概説書とことなる座標軸を設定し、イギリス史をあらたな視点からとらえなおすことにより、いままでもみえなかったイギリスまたイギリス史の真の本質を浮き彫りにする。先史から一九九〇年代までの3巻本で記述したイギリス史への理解は、より広く、より深く、完璧となる。索引・年表・参考文献など付録も充実している。

北方の民族と文化

大林太良著

グロームバルに北方をさぐる！ ユーラシアから北アメリカにいたる北方世界の民族文化を見渡し、シャマニズム、熊祭、アイヌ文化の核心に迫る。

四六判 定価四五〇〇円

東方キリスト教の世界

森安達也著

四六判 定価三九〇〇円

膨大な信徒数をもつロシア正教会をはじめ、ソ連・東欧・バルカン・中東に広大な勢力をもつ東方キリスト教。その歴史と文化の成り立ちから、歴史の変遷、典礼や教義、芸術など全般にわたって詳述。

民族の世界史

全15巻

6月に全巻完結

「民族」の視点から人類の歴史を展望！
歴史学・文化人類学（民族学）・言語学・自然人類学・社会人類学・地理学・考古学・民俗学など、関連諸学の成果を結集し、さまざまな人間集団の歴史を考察する。

〈監修〉岡 正雄 江上波夫 井上幸治
〈編集委員〉大林太良 尾本恵市 辛島 昇
川田順造 二宮宏之 橋本萬太郎

〈巻別構成〉

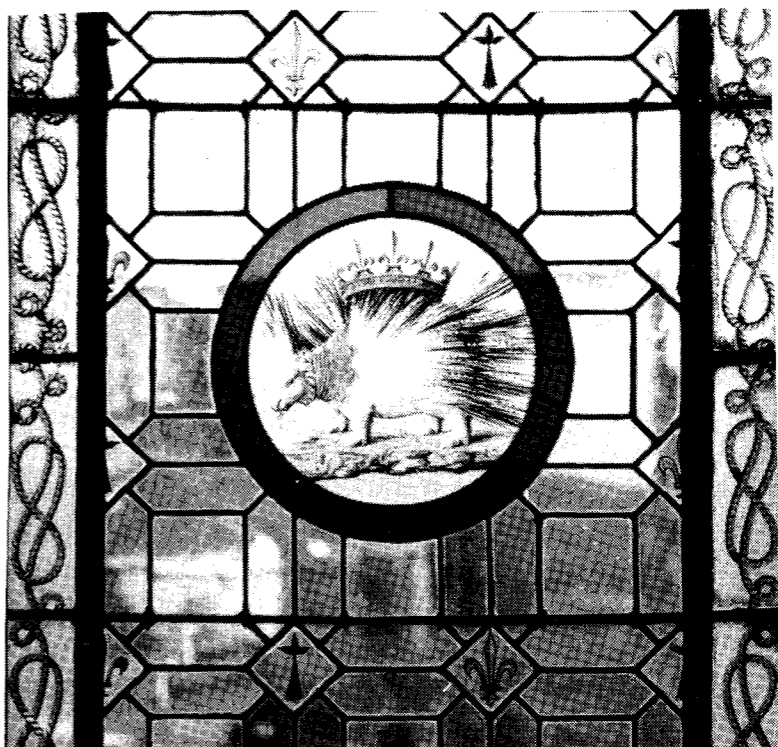
定価＝各3910円 四六判上製箱入

- 1 民族とは何か 月刊 岡 正雄 江上波夫 井上幸治 編
 - 2 日本民族と日本文化 江上波夫 編
 - 3 東北アジアの民族と歴史 三上次男 編
 - 4 中央ユーラシアの世界 神田信夫 編
 - 5 漢民族と中国社会 岡田英弘 編
 - 6 東南アジアの民族と歴史 橋本萬太郎 編
 - 7 インド世界の歴史像 大林太良 編
 - 8 ヨーロッパ文明の原型 辛島 昇 編
 - 9 深層のヨーロッパ 井上幸治 編
 - 10 スラヴ民族と東欧ロシア 二宮宏之 編
 - 11 アフロアジアの民族と文化 森安達也 編
 - 12 黒人アフリカの歴史世界 矢島文夫 編
 - 13 民族交錯のアメリカ大陸 川田順造 編
 - 14 オセアニア世界の伝統と変貌 大貫良夫 編
 - 15 現代世界と民族 石川栄吉 編
- 江口朴郎 編

●定価は税込み価格です

山川出版社

〒101 東京都千代田区内神田1-13-13
電話03(3293)8131 振替東京2-43993



ルイ12世の妃アンヌ・ド・ブルターニュ(1476-1514)を
象徴する王冠を戴くハリネズミ
プロワ城(フランス)

シンポジウム・部会別研究発表

古代史部会 文学部第7講義室

シンポジウム「古典古代とパトロネジ」

基調報告 (9:30~9:50) 高橋 秀 (立教大学)

第1部 ギリシア (9:50~11:30)

- 伊藤貞夫 (東京大学) ポリス社会とパトロネジ
 古山正人 (電気通信大学) スパルタにおけるパトロネジ論の有効性
 橋場 弦 (東京大学) アテナイ民主政の展開とパトロネジ

第2部 共和政期ローマ (12:30~14:20)

- 吉村忠典 (湘南国際女子短期大学) パトロネートに関する若干の観察
 岩井経男 (弘前大学) クリエンテーラ (被護関係) 論の再検討
 平田隆一 (東北大学) 共和政初期のパトロネジ

第3部 帝政期ローマ (14:20~16:00)

- 島田 誠 (東洋大学) 帝政期ローマの社会と都市パトロネジ
 浦野 聡 (東北大学) 後期ローマ帝国における官職パトロネジの法制化をめぐって
 松本宣郎 (東北大学) ローマ帝政期のパトロネジ——支配構造解明の視角としての有効性——

全体討論 (16:20~17:30)

- 司会 長谷川博隆 (中部大学)
 土岐 正策 (名古屋外国語大学)
 田村 孝 (名古屋短期大学)

中世史部会 法学部第3講義室

午前の部 (9:30~11:45)

- 1 倉橋良伸 (上智大学) 初期ビザンツにおける地中海政策——マウリキオス帝 (位582-602) 時代を中心として——
 司会 橋本龍幸 (愛知学院大学)

- 2 丹下 栄 (下関市立大学) 中世初期パリ地方の経済拠点をめぐる
 司会 渡辺節夫 (青山学院大学)
 3 五十嵐 修 (早稲田大学) 中世初期の神明裁判
 司会 日置雅子 (愛知県立大学)

午後の部 (13:30~15:45)

- 4 中軽米明子 (九州大学) サン=ベルナルとサンス教会会議 (1140年) に出席した司教たち
 司会 関口武彦 (山形大学)
 5 前山総一郎 (八戸大学) シュタウファー朝 (フリードリヒ1世期) におけるレガリア
 ——レガリア概念の皇帝統治理念における位置づけ——
 司会 山田欣吾 (一橋大学)
 6 都築 彰 (佐賀大学) イングランド王ヘンリ二世の「武装法 (Assize of Arms: 1181年)」
 司会 青山吉信 (日本女子大学)

近世史部会 (9:30~12:30) 法学部第1講義室

- 1 佐保吉一 (関西学院大学) デンマーク絶対王政の確立——国王法 Kongeloven (1665) をめぐって——
 司会 清原瑞彦 (北海道東海大学)
 2 柳原邦光 (広島大学) アナカルシス・クローツの市民社会像と非キリスト教化
 司会 高木勇夫 (名古屋工業大学)
 3 白木太一 (早稲田大学) ポーランド史学における分割論の変遷——戦後の論議を中心に——
 司会 中山昭吉 (京都産業大学)
 4 遅塚忠躬 (東京大学) ルアン大司教領ディエップ市における領主的諸権利
 司会 服部春彦 (京都大学)

近代史部会Ⅰ（9：30～12：30）経済学部第2講義室

- 1 横山和加子（筑波大学） アメリカ大陸スペイン領植民地のクリオーリョと
地方社会の形成——ファン・インファンテ家の事
例を中心に——
司会 野田 隆（愛知県立大学）
- 2 東田雅博（東亜大学） ヴィクトリア時代におけるインド、中国、日本の
イメージ、1850年—1900年——「文明化の使命」
とアジア——
司会 川北 稔（大阪大学）
- 3 塩崎弘明（純心女子短期大学） アメリカ・カトリック界にみるアメリカニズム論
争の背景と意義
司会 油井大三郎（一橋大学）
- 4 大津留厚（大阪教育大学） シカゴ食肉労働者の世界
司会 安武秀岳（愛知教育大学）

近代史部会Ⅱ（9：30～12：30）経済学部第3講義室

- 1 松浦京子（大阪大学） 19世紀イギリスにおける家庭衛生教育運動
司会 河村貞枝（富山大学）
- 2 北村昌史（京都大学） 19世紀中葉ドイツの住宅改革運動
司会 後藤俊明（愛知学院大学）
- 3 山之内克子（早稲田大学） ウィーン市都市拡張計画とゲマインデ——新市庁
舎建設を中心に——
司会 松本 彰（新潟大学）
- 4 川越 修（同志社大学） 世紀転換期ドイツにおける〈生・性・政〉
司会 望田幸男（同志社大学）

現代史部会（9：30～12：30）経済学部第1講義室

- 1 渡辺孝次（一橋大学） 第一インターナショナル・ジュラ支部とバクーニ
ン、マルクス
司会 丸山敬一（中京大学）

- 2 杉山 茂（京都大学） 米国従属地域における治安維持軍の形成
司会 松田 武（大阪外国語大学）
- 3 守屋 純（早稲田大学） リッベントロップと対ソ和平——1943年の日独ソ
関係——
司会 三宅正樹（明治大学）
- 4 石塚省二（富山国際大学） 現代ポーランド知識階級の西洋文明意識——
「ポーランド・エートス論」に向けた意識史的ア
プローチ——
司会 芝井敬司（関西大学）

シンポジウム「20世紀をどうみるか」 経済学部第1講義室

報告（13：30～15：30）

- | | |
|-------------|----------------------|
| 木畑洋一（東京大学） | 帝国主義・分断と統合の歴史像 |
| 百瀬 宏（津田塾大学） | 小国の機能と存在意義 |
| 石井規衛（神戸大学） | 20世紀におけるソヴィエト社会主義の位置 |
| 紀平英作（京都大学） | アメリカ合衆国と20世紀世界 |

全体討論（15：30～17：30）

- | | |
|---------|-------------------|
| コメンテーター | 堀越 智（岐阜大学） |
| | 田口富久治（名古屋大学） |
| | 安川悦子（名古屋市立女子短期大学） |
| 司会 | 木谷 勤（名古屋大学） |
| | 野村達朗（愛知県立大学） |
| | 義井 博（名古屋市立大学） |

古代史部会

基調報告

高橋 秀 (立教大学)

報告者

伊藤 貞夫 (東京大学)

古山 正人 (電気通信大学)

橋場 弦 (東京大学)

吉村 忠典 (湘南国際女子短期大学)

岩井 経男 (弘前大学)

平田 隆一 (東北大学)

島田 誠 (東洋大学)

浦野 聡 (東北大学)

松本 宣郎 (東北大学)

古典古代とパトロネジ

高橋 秀

古典古代史の研究においても、近年、文化人類学や社会学などとの交流によって、新しい様相があらわれてきている。学際的な研究がさまざまな成果をもたらしている中で、とりわけ関心を集めているものの一つとして、パトロネジをあげることができる。

パトロネジとは、親分・子分の関係、恩顧・庇護の関係をさす英語の言葉である。古代ローマ史では、パトロヌスとクリエンスの関係は、すでに久しく論考を経てきた。近年の研究は、そのような関係を成り立たせるいくつかの要件を抽出して、パトロネジの社会学的な定義を組み立て、それをもってギリシア・ローマ史の諸時代と諸地域にわたって、同様な関係のありかたを、探ねようとするところに、特色を持つ。

もともと親分・子分の関係そのものは、いたるところに見出される。しかしそのような社会関係は、それぞれの社会で、どんな位置づけにあり、どんなはたらきをしているのか。これを問うてゆくなれば、それぞれの社会の構造が問われなければならないであろう。社会関係としてのパトロネジを手がかりとして、それぞれの社会構造の解明をめざしたい。

当シンポジウムは、このような課題への接近を試みるものでありたい。

この課題にかかわる主な研究文献は次の通り。

R. P. Saller, *Personal Patronage under the Early Empire*, Cambridge 1982.

M. I. Finley, *Politics in the Ancient World*, Cambridge 1983.

S. N. Eisenstadt and L. Roniger, *Patrons, Clients and Friends*, Cambridge 1984.

A. Wallace-Hadrill (ed.), *Patronage in Ancient Society*, London and New York 1989.

このほか篠原一『ヨーロッパの政治』（1986年）の「政治的統合の諸類型」が有益である。そこでは、基本的な社会関係、政治との連結、政治体制のありかたが論じられ、クライエンテリズムの上に、名望家秩序とカシキスモという二つの類型が成り立つことが述べられている。このクライエンテリズムはわれわれのパトロネジに置き換えることができ、それによってわれわれは、近代国家におけるパトロネジの位置づけとの関連を

思いつつ、考察を試みることができよう。

ポリス社会とパトロネジ

伊藤 貞夫

ポリス polis とは、成員権をもついわゆる市民たち politai が相互に、他の古代世界と比較すれば遙かに自由かつ平等な関係を取り結びつつ、核となる都市ないし周辺の領域内に住む成員ならざる自由人と奴隷を、ともに支配するところに成り立つ小国家である。彼ら市民たちの総体すなわち市民団の内部について見れば、そこでの人的結合関係に支配・被支配の要素は本来、比較的稀薄であって、例えば古代民主政が典型的に具現された古典期のアテネなどでは、このような特徴がとりわけ顕著に認められる。そこからしてポリスにおける市民相互の社会的格差は、同じく古代民主政を実現し得た古代ローマに比して更に小さく、したがって後者におけるような庇護関係 clientela は、ギリシアについてその存在を認めがたい、とするのがギリシア史家にほぼ共通する認識であると言ってよい。

しかし近年、この種の通念に異議が唱えられ、まずは前古典期から古典期にかけてのアテネについて、在来のポリス社会像の修正に帰結するかの如き知見が一部の史家たちによって呈示されている。その第一は、前古典期における貴族支配の拠点としての氏族 genos の存在を否定し、それに代わる一手段として個々の貴族と周辺の平民との間の庇護関係 patronage を想定する解釈、第二は、古典期の民主政を実質的に指導した政治グループに関し、領袖とその取り巻きとの間に或る種の相互依存的な関係を想定する説、第三は、市民団内部に社会的従属関係の存在を認めるとともに、古典期についてはパトロネジを解消するための代替手段が存した旨を指摘する見方である。

以上のような新知見の呈示を、我々はどのように評価すればよいのか。それらは果してポリス社会像の修正を促すに足るものなのか。そもそもパトロネジなる概念は、ポリス社会を理解する上に、どれほど有効なのだろうか。これら諸点について、若干の検討を試みたい。

スパルタにおけるパトロネジ論の有効性

古 山 正 人

古典期におけるスパルタの政策決定過程をめぐる我が国における研究者の議論を顧みると、エフォロイが大きな権限を持ち、重要な問題は民会で決定されていたということで概ね一致している。私自身もかつてそのような立場から小稿を著した（弓削達編『地中海世界 西洋史（2）』有斐閣，1979，66-67頁）。その拠り所は A. Andrewes, *The Government of Classical Sparta* (in ed. by E. Badian, *Ancient Society and Institutions. Studies Presented to Victor Ehrenberg on His 75th Birthday*, Oxford, 1966) であった。

もちろん Andrewes 説は G. E. M. de Ste. Croix, *The Origins of the Peloponnesian War*, Ithaca, 1972 以来批判を受けてきた。その批判の上に立ってスパルタの政策決定過程を新たな観点から論じたのが P. Cartledge, *Agesilaos and the Crisis of Sparta*, Baltimore, 1987 である。彼の意見をいささか強引に概括すると、スパルタは二王家を始めとした富裕で有力な貴族層がパトロネジを介して平民層を支配している社会であり、民会もそこに提案された議案を実質的な討論もなしに単に承認する場であった。

このように Andrewes と Cartledge を両極とする議論を踏まえて、スパルタの政策決定過程を具体的に検証することを通して、スパルタにおけるパトロネジ論の有効性を検討してみたい。

アテナイ民主政の展開とパトロネジ

橋 場 弦

ローマとは結果的に対照的な過程をたどり、史上希に見る徹底した直接民主政を実現したアテナイにおいても、パトロネジ関係の有無そのものを問うことには、もはやさほどの意味は見いだせないと言って良い。他のいかなる社会における場合と同様に、アテナイにおいても、やはり何らかのかたちでのパトロネジ関係が存在していたことを、否定しきることはできないであろう。

問題は、そのパトロネジ関係が果たした機能、そのアテナイにおいて特異性ということである。アテナイにおいてパトロネジ関係が（顕在であれ潜在であれ）存在したとすれば、その特徴は何か。それがアテナイの政治社会で果たした機能は、ローマの場合とどのように異なるのか。その機能の差異は、いかなる原因から生じたのであろうか。これらの問題を、本報告は扱うことになる。

具体的には、三つの問題がここで探求される。第1に、民主政期以前のアテナイにおけるパトロネジ関係は、どのような形態で存在したのか。それは、いわゆる貴族政のシステムといかなる関わりをもっていたのか。キモンの場合に見られるそれは、かかる貴族政内パトロネジの最後の形態であったのか否か。第2に、民主政の進展は、かかるパトロネジ関係が政治の表舞台で機能することを、どのようにして不可能にして行ったのか。ここでは、パトロネジの芽を神経質に摘み取って行くための、民主政側の手段として、広義の公職者弾劾制度がいかなる役割を果たしたのかを考えたい。最後に、民主政盛期において、少なくとも公的な場面からは姿を消したパトロネジ関係が、いかなる次元で潜在化するようになったのか。それは全く私的な場面に限定されるのか、或は何らかの形で政治にもなお影響力を及ぼし続けたのか。以上のような問題関心からの探求を試みてみたい。

パトロナートに関する若干の観察

吉村 忠典

§ サラーによるパトロネージの定義：

1. reciprocalな関係である事（互酬性）。
2. personalな関係であって、例えば commercialな関係でない事。
3. asymmetricalな関係（ステイタスの異なる者どうしの関係）である事（非対称性）。

Wallace-Hadrill が加える点：

4. voluntaryな関係である事。

サラ等社会人類学から借りた普遍的な《patronal ideology, behaviour》のモデルをローマに適用するが、私は特殊ローマ的なパトロナート・イデオロギーを問題にした。その観点から、今回は auctoritas をキーワードとしてローマのパトロナート関係を考える。

§ auctoritas を持つ者と auctoritatem sequi する者との関係としてのパトロナート。

- (1) Proculus, Dig. 49, 15, 7, 1 quemadmodum clientes nostros intellegimus liberos esse, etiamsi neque auctoritate neque dignitate neque <viribus nobis pares sunt>, sic eos, qui maiestatem nostram comiter conservare debent, liberos esse intellegendum est. その他。

§ tutela との並置 (tutela は auctoritas tutoris によって機能する)。

- (2) Liv. 25, 29, 6 incolumes Syracusas familiae vestrae sub clientela nominis Marcellorum tutelaque habendas (tradere).
- (3) Suet. Tib. 6, 2 Lacedaemoniis publice, quod in tutela Claudiorum erant, demandatus. その他。

§ Gerichtspatronat (法学者の auctoritas が法廷弁論家の auctoritas と区別されるのは共和政末期以後)。

- (4) Cic. Mur. 58 M. Cato, ... qui tamen ita gravis est accusator et vehemens, ut multo

magis eius auctoritatem quam criminationem pertimescam.

- (5) Cic. Balb. 1 Si auctoritates patronorum in iudiciis valent, ab amplissimis viris L. Corneli causa defensa est. その他。

§ fides, gratia と auctoritas

- (6) Cic. Qu. fr. 1, 1. 35 publicanos cum Graecis gratia atque auctoritate coniungas.
- (7) Cic. Att. 15, 14, 3 (B. C. 44・6月：Cicero より Dolabella へ) Buthrotiam et causam et civitatem.. receptam in fidem tuam... auctoritate et auxilio tuo tectam velis esse. その他。

§ 民会に対する「パトロネージ」をどう考えるか。

クリエンテラ（被護関係）論の再検討

岩井 経 男

1 共和政ローマのパトロネジ研究の特徴

「古典古代とパトロネジ」を語る場合、M. ゲルツァーの業績とその絶大な影響を想起せねばなるまい。共和政ローマのみならず、古典古代史において自由人の間の人的結合関係（保護と被護、支配と従属）に、はじめて詳細な検討を加えたのはゲルツァーである。

何故ゲルツァーがクリエンテラを取り上げたかという点、それは共和政ローマの「ノビレス支配（＝貴族政的体質）」を解き明かすためであった。ゲルツァー以来、クリエンテラは「ノビレス支配」を説明する作業仮説的性格が強い。

2 史料と定義

共和政期、クリエンテラの実体を直接伝える史料は比較的少ない。そして弛緩したクリエンテラが出現したといわれる共和政末期、直接史料からは「自由人の間の私的支配・従属関係」というきわめて漠然とした定義しか出てこないだろう。

3 政治とパトロネジ

報告者（岩井）はノビレス支配の過大な評価こそがクリエンテラの実体を過大視した原因と考える。近年、ノビレス支配の再検討が多くの論者から主張されている（岩井経男「ゲルツァー理論の再検討——ミラー論文を手がかりとして」弘前大学人文学部特定研究報告書『北日本文化の継承と変容』1987）。ローマ共和政期においては、強固なクリエンテラが網の目状にノビレスを頂点として最底辺に下層民までも含んで存在していた、とする仮説は再検討されるべきであろう。

4 おわりに

従来説では政治勢力としての市民の役割は小さく評価されるが、やはりローマが共和政をつくりだしたという歴史的特質は重視されるべきであろう。

共和政初期のパトロネジ

平田 隆一

以上の二報告は、主に共和政後期のパトロネジについて、岩井報告はローマ国家内部におけるノビレスの支配、吉村報告はローマ国家の外国に対する支配のありかたを問いつつ、その基盤としてパトロネジを想定できるとすれば、それは如何なるものであったのかを論じている。これらの報告に対するコメントは後に述べることにし、その前にまず、両者とも論及していない共和政初期のパトロネジについて、上に述べたような観点から考察しておきたい。すなわち、前367年のリキニウス＝セクスティウス法制定以前にはプレブスに対しパトリキーが主要官職を独占して国政を掌握した、と一般に考えられているが、そのさいパトリキーの権力基盤としてパトロネジを想定できるとすれば、それは如何なるものであったのかを検討しようとおもう。

初期のパトロネジないしクリエンテラの問題に関しては、史料は極めて限られており、諸説が対立している。そもそもパトリキーとは、またプレブスとは何なのかが問題であり、これと関連してクリエンテスの性格、役割が問われるのである。すなわち、それはパトリキーのために民会で投票を行ったのか、平民の代りに武装したのか、経済的にパトリキーを支援したのか、あるいは彼らの土地で働く従属的存在であったのか、が争点となっている。この問題の解明にとって、パトリキーは實際上、何人程度のクリエンテスをかかえていたのかを推定することが、決定的に重要であると思われる。

以上のように、前5～4世紀におけるパトリキー支配の実態と、それとパトロネジないしクリエンテラとの関連性を明らかにした後、その研究成果を踏まえて、前4世紀後半以降のパトロネジを展望したい。

帝政期ローマの社会と都市パトロネジ

島田 誠

帝政期パトロネジに関する研究の置かれている状況は、些か奇妙なものと言えるように思われる。帝政期の諸史料はパトロネジに関する豊富な事例を提供し、その具体的な姿を知る不可欠の情報源となってきた。また、ローマにおけるパトロネジへの関心が再び高まるきっかけとなった Saller の研究も元首政期の個人間のパトロネジを対象としたものであった。一方、帝政期プロパーにおける研究の状況は、Saller の研究以前においては共和政期に比べて余り関心が持たれず、概ね皇帝によるパトロネジの独占や都市パトロネジの存在が独自に研究されているのみだった。そして Saller 以後においても、都市パトロネジに関する個別研究と Saller に代表される諸研究が独自に行われているなど、この状況は基本的に変っていないように思われる。

今回の報告では、このような帝政期パトロネジ研究の現状を踏まえて都市パトロネジを主たる素材として帝政期の社会におけるパトロネジの役割を考えてみたい。このような見地からすると、現在のパトロネジに関する研究には次の2つの問題点が存在するよう思われる。まず第一に、Saller によるパトロネジの定義が、典型的なパトロネジの存在を検証する基準にすぎず、パトロネジの社会的役割を検討するためには別の面、特に機能面での特色に注目すべきと考えられること。第二に都市パトロネジが対象から除外されており、結果として帝政期におけるパトロネジの非常に大きな部分を無視することになる。具体的な検討の手順としては、先ず Saller によるパトロネジの定義を再検討し、彼に対する異論も考慮に入れて機能面からパトロネジを捉え直すことを試みたい。そして、その上で帝政期の都市パトロネジに関する史料の具体的分析から都市パトロネジが如何なる役割を、どのレベルの社会を対象として果たしていたのかを明らかにしたい。

後期ローマ帝国における官職パトロネジの 法制化をめぐって

浦野 聡

従来の古代末期研究に、パトロン関係の封建的諸関係との表層的類似性を強調しつつ、その（国家消滅を導く消極的）意義を極限にまで拡大して解釈しようとするア・プリアリな傾向が存することを指摘したのは1987年に現れたJ. U. クラウゼの研究であった。彼はそこで、一方では、R. P. サラーに従いつつパトロネジ概念を①物品・奉仕の交換②関係の永続性③権力格差の存在という三つのメルクマールを以て規定することにより、一回限りの官職売買等腐敗行為と合法的官職・裁判パトロネジを区別する必要性を、他方で、後期ローマの貴族たちの政治的パトロヌスとしての役割と大土地所有者（ドミヌス）としての役割を明確に峻別することで、パトロネジ関係と生産関係の混同を避けべき必要性を訴えた。彼の主張の本旨は、その先、すなわち後期ローマの貴族がパトロヌスとしてもドミヌスとしても、本質的に帝政前期以来一貫した性格を有したことを明らかにするということにあるのだが、少なくとも、より限定的にパトロネジの古代末期固有の国制・社会的意味を探るという本シンポジウムのテーマに則した観点からは、彼の定義は、とりわけパトロネジを政治的なものとして認識し、それが国家の支配構造の枠組みの中で果たした役割を問うべき必要を訴えたものとして我々に共通の出発点を与えてくれたのである。しかしその一方で、彼の主張は通説批判に急で、前の時代との共通性を強調するあまり、政治的パトロネジの古代末期に固有の、しかも通説とは逆にその積極的な意味・役割を探ることを怠っている。四世紀の後期ローマ帝国の成立が、帝国国制の構造的転換をもたらしたことに鑑みれば、かかる構造変化の中では、政治的なパトロネジもその意義を大きく変化させたことが当然想定されなければならないであろう。報告者はかかる想定の下、帝政後期に固有に現れてくる官職パトロネジ（推薦・官職売買等）の法制化＝合法化の問題に焦点を絞り、そのことが後期ローマ帝国の国制、及び支配階層の形成に持った意義を、帝政前期の国制における官職パトロネジの意義と対比しつつ明らかにしたい。

ローマ帝政期のパトロネジ

— 支配構造解明の視角としての有効性 —

松本 宣郎

共和政ローマの社会構成あるいは支配構造を解明する上で、パトロネジの概念が重視され、ホイリスティッシュな研究を生んでいることは、本シンポジウムの先の2報告が示す通りである。さてそのようなパトロネジは元首政期に入っても存続し、共和政期と同じ現象、相似た機能を果たしたのかどうか、という問題になると、少なくともそのような概念は研究上あまり重視されていない、ということと、現実には存したであろうパトロネジの分析の密度も濃くない、ということとを指摘するに留まらざるをえない。帝政期に関わる2報告が紹介した Saller と Krause の書物はあくまで問題の出発点であった。

なるほど patronus や clientes などの用語、所謂パトロネジ現象の証拠は帝政期資料の方により頻出するようである。すでに用いられているパトロネジの4要件——①互恵的關係。②人格的（非商業的）關係。③平等でない身分の間の關係。④自発的に結ばれる——〔この外に ⑤永続性をもつ。⑥上位身分のイニシアティブによって動く（Millett）、という要件も含意されている〕、この要件に照らしてみると我々は確かに帝政期のパトロネジ現象をいくつも指摘できる。島田報告は具体例としては都市パトロネジを、浦野報告は後期帝国の官職パトロネジを取り上げたが、まことに象徴的なのはこの2つには帝政期社会解明の視角、というものはあまりないということなのである。そしてこの外に我々は元首と個々の元老院議員、騎士、解放奴隷との關係、有力元老院議員とそうでない、しばしば若い元老院議員・騎士との、主として官職をめぐるパトロネジ關係、などを挙げる事が出来、更に後期帝政時代には変化したまた新しい關係の出現すら指摘される。

アウグストゥスをもって共和政のパトロネジは解消したとすることはもはやできなくなりしたが、帝政期におけるパトロネジは単なる人的結合の關係の一形態であって、研究としてはそれらを並列的に示すことしかできないのであろうか。あるいは上の要件に、パトロネジのもった“機能”（島田）、パトロネジの“法制化”（浦野）などの観点

をつけ加えることによって、共和政期パトロネジに共通する“有効な”視角は見えてくるであろうか。このような疑問を投げ掛けつつシンポジウムにのぞみたい。

中世史部会

研究発表者

倉橋 良伸 (上智大学)

丹下 栄 (下関市立大学)

五十嵐 修 (早稲田大学)

中軽米明子 (九州大学)

前山総一郎 (八戸大学)

都築 彰 (佐賀大学)

1 初期ビザンツにおける地中海政策

—— マウリキオス帝(位582—602)時代を中心として ——

倉橋良伸

近年再び古代から中世への移行期に対する関心が高まっているが、その移行期がヨーロッパ世界の古代ローマ帝国からの自立過程を意味していることに異論はないであろう。しかし、これまでこの時代を見る際には、ユスチニアヌス(位527—565)以後の帝国についてはあまり注目されることがなかった。また、カール=マルテル以前のフランク王国についても考察の対象となることは少なかった。つまり、末期古代と初期中世はピレンヌ=テーゼに代表されるように、イスラムの登場とそれと対照的なローマ帝国の凋落という構図のみが重視されるのである。ユスチニアヌスの再征服戦争は、その輝かしい戦果と逆に回復不能な疲弊を帝国にもたらしその求心力を低下させ、更にイスラムとの戦いがこれに拍車をかけ、地中海世界を崩壊させたというのが従来の考え方である。果してそうであろうか。

572年にユスチヌス2世(位565—578)の手で無思慮に再開されたササン朝との戦いは、漸く591年に終結した。長年の宿敵であったササン朝との戦いが終結した時、帝国が次にどのような行動を地中海方面でとったかを検討するのが本報告の狙いである。

ササン朝との戦いに忙殺されている間に、イタリアではロンバルド族が、スペインでは西ゴート族が帝国領を脅かしていた。また、首都を間近に控えたバルカンではアヴァール族が猛威を振っていた。マウリキオス帝はこの状況を前にして、失地を回復すべく先ずアヴァール族に対する反撃を最優先することとし、他地域に対してはアヴァールとの戦いが終わるまでの暫定的な処置を施すこととした。しかし、地中海帝国の再現を諦めていなかったマウリキオス帝が、反乱により殺害されるに及び西方に対する反撃は挫折する。これ以降帝国はイスラムの台頭も重なり反撃の機会を失い、以前のようにその権威を西方に及ぼすことは難しくなったのである。

2 中世初期パリ地方の経済拠点をめぐって

丹 下 栄

西欧中世初期社会が決して閉鎖経済一色に塗りつぶされていたのではないことは、現在では歴史家の共通認識となったと言ってよいであろう。とりわけデスピイ学派による1960年代以降の研究成果は、この時期にすでに市場を中心とした地域的交換経済圏が在地的経済発展を背景として形成され、近隣住民の経済生活と深く結びついていたことを明らかにしている。こうして市場をはじめとする経済拠点の在地的意義の重要性がますます認識される一方で、地域的経済圏が保持していた外部世界との回路が注目を集めつつある。すなわちその回路は地域経済の存立にとって決して阻害的要因ではなく、むしろ不可欠の構成要素であったと考えられるのである。現在必要なのは、したがって、在地的流通と非在地的流通とがひとつの市場、あるいはひとつの地域の内部でどのように絡みあっていたのかを探り、それを出発点として中世初期における交換経済のありかたを再検討することであろう。この報告は、以上のような問題関心にたって、紀元千年以前のパリ地方を対象として、財貨交換の構造と実態を探り、さらには地域経済の内部で在地的要素と非在地的要素とがいかに絡みあっていたのかを考察しようとする試みである。所領明細帳、寄進状、聖人伝など、なるべく多様な史料類型を用いて課題に取り組みたいと思う。

3

中世初期の神明裁判

五十嵐 修

裁判で有罪の立証が困難な場合や証言がくい違った場合、どのように解決すればよいのだろうか。このような場合、中世ではしばしば神明裁判が用いられた。神明裁判には主に三つの方法があった。火の試罪法、水の試罪法、そして決闘である。たとえば、火の試罪法では、被疑者は煮えたぎる湯の入った大鍋の底から小石や指輪を手早く取り出すように求められる。その手に包帯を巻き、一定期間の後、包帯を取る。火傷が完全に癒えていれば無罪とされ、治癒していなければ有罪とされた。これらの試罪法によって神が裁きを下すと考えられ、試罪法の結果は「神の審判」(iudicium Dei)であるとされた。このような神明裁判が史料に登場してくるのは6世紀のことである。中世前期においては、神明裁判は紛争解決のための最終的な手段として大いに活用された。神明裁判に対する疑問の声が高まってくるのは、ようやく12世紀になってからである。1215年の第4回ラテラノ公会議において、教会は神明裁判への聖職者の参加を断固たる調子で禁止し、この決定を契機として神明裁判は徐々に廃れていった。

神明裁判はゲルマン人の侵入とともにローマ＝キリスト教世界に持ち込まれ、中世のキリスト教社会において定着した。今日のわれわれには不可解に思われるこのような制度がなぜ、長い間ヨーロッパで認められていたのであろうか。神明裁判は中世社会のどのような側面を明らかにするのであろうか。また、神明裁判は中世人のどのような心性を示すのであろうか。中世初期の史料に基づきながら、このような問題について考えてみたい。なぜ中世後期には神明裁判が廃れたのかという重要な問題についても、示唆を得ることができるだろう。

4 サン＝ベルナルとサンス教会 会議(1140年)に出席した司教たち

中軽米 明子

サン＝ベルナルは、その徳の評判と「霊的権威」により、12世紀前半の西欧キリスト教世界に強大な影響力を持った。「クレルヴォーの修道院長」という肩書しか持たなかった彼が、当時関与しなかった教会に関する事件は無きに等しいと言えよう。その影響力により彼は、多くの問題を解決し、あるいは彼の望む方向へと事を導いたのである。

彼が介入した事件の中でもとりわけ、アベラールの教説が断罪された1140年のサンス教会会議は、彼の影響力の大きさを良く物語っている。そしてこの事を最も良く示す事件は、教会会議前日、ひそかにベルナルが翌日の裁判官となるべき司教たちを集め、彼らからアベラールに対する《damnamus》を確保した事件に他ならない。

本報告では、サンス教会会議に出席した司教たちが旧来ベルナルとどのような結びつきを持っていたかを検討し、そこから導き出される諸要素を総合し、教会会議前日のアベラールの断罪事件を通じて見た、ベルナルの影響力の具体像を明らかにしたい。その際、10人の司教のそれぞれの経歴をベルナルの書簡を主とする諸史料と照合し、ベルナルの司教観を重ね合わせる作業を行う。この作業を通じて、ベルナルと司教たちを結びつけている、12世紀前半の西欧キリスト教世界を揺るがした諸事件・運動が浮かび上がる。教会・修道院改革、テンプル騎士団の創設、アナクレトゥスのシスマ、コミューン運動等。さらにベルナルの司教観を反映する司教選挙。そこから、「サンス教会会議」を通じて見た、12世紀前半という時期における一ベルナル像を浮かび上がらせたい。

5 シュタウファー朝(フリードリヒ1世期)におけるレガリア

——レガリア概念の皇帝統治理念における位置づけ——

前山 総一郎

これまで、レガリアについての研究は、I. Ottらによる類型論とその見直しから現れたJ. Friedによる系譜論という形で進展してきた。しかし、この研究状況にあっての問題点は、レガリア概念そのものが、統治構造やそれを支える統治思想といった局面から切り離された形で研究の対象とされたことである。それ故現在、なぜ12世紀前期にレガリア概念が生成し、なぜ12世紀後期に多様化したのか、という根底的な問いが答えられ得ないままになっている。

本報告は、これに答えるために、¹レガリア概念・政策が皇帝の統治理論・理念にいかなるものとして組み込まれていたのか、²という課題を設定し、そのためにフリードリヒ1世期に帝国の指導的サークルの統治理念の中核的部分をなしたと目される、年代記作者ラーエヴィンの『フリードリヒ1世皇帝偉業録』を分析の対象とする。

それによると、次の三点が着目される。第一にレガリア概念がイタリアの諸関係に適用される際、レガリアの受領者の範囲が拡大したこと（従来の司教の他に諸侯、都市）。第二に上記第一点の理論的基礎として、唯一の自有的（allodial）な権力としての皇帝の支配権の確認とそこからする司教、諸侯、都市への同質のレーエン関係設定の必然性という認識が現れること。そして第三点として、皇帝を①「両剣の遂行者」②世界の中心である都市ローマを司る者として位置付ける認識が現れ、かつこれによって世界を司る者という皇帝についての認識が現れたこと。統治理念にあっては、この第三の点が上記二点の前提となるのであるが、まさにこの新たな皇帝の理解は、叙任権闘争の過程で崩壊した「神の代理人」という皇帝の理解に代わって編み出されたものであり、レガリアはこの理解を政策的に実現するための手段という形で位置付けられるものである。

6 イングランド王ヘンリ二世の 「武装法 (Assize of Arms : 1181年)」

都 築 彰

イングランド王ヘンリ二世の治世 (1154-89) に発布された数多いアサイズの中で、「武装法」はその後期に属する。従来本アサイズに対する研究関心は、「武装法」それ自体というよりも、アングロ・サクソン以来のイングランドの軍制の変容過程のなかで、その意義を評価することに向けられてきたように思われる。すなわち一方で「武装法」は、イングランドの自由人全体に一定の武器の保有を命じたことから、アングロ・サクソン時代のフルド (fyrd) 制の復活——これにはフルドの人的構成の如何に関して、重大な留保を伴うが——と見なされてきた。他方でそれは、ジョン・ヘンリ三世・エドワード一世等後継諸王による、イングランドの防衛と治安維持を定めた、同様の勅令の先駆をなすものとして理解されてきた。

本報告では以上の点にも目配りしたうえで、しかし、むしろ布告当時の時代状況のなかに同アサイズをはめ込むことによって、その性格を理解することに目標を置きたい。そこで取り敢えず、後続の諸勅令と比較した場合、ヘンリ二世の「武装法」に特徴的なことは、ひとつは同様の勅令が、イングランドに先立って、フランスの支配地において布告されていることであり、もうひとつは、同アサイズが発布されたのが、ヘンリ二世の治世中、その統治が最も安定した時期だったことである。ヘンリ二世の支配にとり、最も深刻な危機となったのは、1173-4年の王子ヘンリとの対立に端を発する内乱であったが、この危機を脱することによって、ヘンリの政治基盤は極めて強固なものとなった。これ以降、1175年の武器携行の禁止令、1176年のノーサンプトン法をへて、「武装法」に至る、ヘンリの政策の変化を跡づけることによって、同アサイズ布告の意味を探ることにしたい。

近世史部会

研究発表者

佐保 吉一（関西学院大学）

柳原 邦光（広島大学）

白木 太一（早稲田大学）

遅塚 忠躬（東京大学）

1 デンマーク絶対王政の確立

—— 国王法 Kongeloven (1665) をめぐって ——

佐保吉一

イギリスで王政復古が行われ、フランスでルイ14世による親政が開始された頃、デンマークに絶対王政が成立した(1661)。このデンマーク絶対王政成立の大きな特徴は、「選挙王政→世襲王政」という段階を経たのち僅か3ヵ月という短期間でそれが成立したことにある。そして、その絶対王政が法的にみて確立するのは、今回の報告で取り上げる「国王法 Kongeloven」によってであった。「国王法」は1665年に制定され、絶対王政が最後を迎えて新しい自由憲法が制定された1849年まで、約185年間もの長きにわたって効力を有していた。「これは『絶対主義を細部に至るまで規定した文明社会における唯一の成文法』といわれている(篠原 一『ヨーロッパの政治』、東京大学出版会、1986年、131頁)」。

従来の研究ではこの「国王法」がデンマークの国制史において、同法制定以前の時代と継続性を持つのか、あるいは断絶を示すのかと言う点に中心がおかれていた。1920年に Knud Fabricius の“Kongeloven”という研究が発表され、継続性を示す事が実証されて以来、「国王法」に関する研究は盛んではない。

そこで、今回の報告では世界でも珍しいと言われながらも、実際にその内容がデンマーク以外の国で必ずしも明らかにされていないデンマークの「国王法」について、その制定された背景、過程、内容、意義について整理を行いたい。また、最後にそのような「国王法」なるものを制定しなければならなかったデンマークの歴史的事情についても検討したい。

2 アナカルシス・クローツの市民社会像と 非キリスト教化

柳原邦光

フランス革命期の非キリスト教化運動に関する研究の第一人者である M・ヴォヴェルは、近著において運動の民衆的側面と長期の非キリスト教化との関わりを実証したが、興味深いのは運動が人々の政治意識とも関わりがあると述べている点である。この指摘は運動の全国分布図と革命以後の政治地図との類似性を念頭においたものと考えられ、運動と政治意識との関連についての具体的言及はない。ここで思い出されるのは、マチエの革命崇拜研究である。マチエは運動自体は諸派の陰謀と捉えながらも、その背景に社会そのものを信仰対象とする革命宗教の存在をみている。両者の研究が示しているのは、非キリスト教化運動を宗教的要素と政治意識や社会観が複雑に絡み合ったものと理解すべきだということであろう。

以上の問題意識を踏まえて、本報告ではアナカルシス・クローツという非キリスト教化主義者をとり上げる。クローツはプロシアの新貴族で、運動期には国民公会議員であった。彼の思想はブルジョワ思想であって、本報告でみる政治意識や社会像もそのように考えるべきであろう。しかし、クローツの非キリスト教化思想は1790-91年にかけてその原型が形成され、1793年4月頃に完成をみるが、それは同時に、宗教からも国家からも独立した、世論に基づく自律的市民社会像の形成を伴う。この発展を支えたのは1791年6月のヴァレンヌ逃亡事件から1792年の8月10日革命と九月虐殺に至る民衆運動の高揚であり、民衆の存在を抜きにしてはクローツの思想的発展は語れない。クローツの思想的発展の軌跡を彼の民衆観を軸にたどりつつ、そこに現れる社会像を検討し、非キリスト教化のもつ意味を明らかにするのが本報告の目的である。

3 ポーランド史学における分割論の変遷

——戦後の論議を中心に——

白木 太一

1991年は、ポーランド5月3日憲法制定200周年にあたる。この憲法は、貴族共和制下でのそれまでの停滞からの脱却を図り、近代国家への第一歩をめざしたものであった。しかし、その成果の実現を待つよりも早く、ポーランドは列強三国による分割、国家滅亡を余儀なくされた。ところで、この間のポーランドの国制の方向性に関する改革指導者の施策にたいする評価（とりわけ最後のポーランド国王スタニスワフ・アウグスト・ポニャトフスキにたいする）は、ポーランド分割原因論と結びついて、19世紀以後のポーランド史学の最大の論争の一つとなっている。本報告では、その流れを整理したうえで、とりわけ大戦後のポーランド史学においてその影響がいかなる展開をみせたかを国制史の立場から論じたい。

戦後ポーランド史学における分割論の前提となる思潮は、2つに大別される。レレヴェルらに代表される道徳的史観の影響が色濃く反映された貴族共和制擁護、および、カリンカに典型的にみられる中央集権、王権強化の是認である。この2つの流れは、時代の変遷とともに、変化を見せつつも戦間期まで引き継がれた。

大戦後も、まず、上記の2つの分割論の立場をそれぞれ明確に主張するボヘンスキ、フウォニェフスキらの見解が示された。だがむしろ主流となっていったのは、これまでの相異なる分割論のいずれかに立脚しつつも、分割の要因となった様々な要素を再構成し、二元論的対立にあえて拘泥しないレシノドルスキやロストフォロフスキらの見解であった。

本報告では、主に彼らの見解をポーランド戦後の分割論の代表的見解として考察しつつ、そのポーランド的特質に言及していきたい。

4 ルアン大司教領ディエップ市における 領主的諸権利

遅塚 忠 躬

英仏海峡に臨む港町ディエップは、1197年からフランス革命まで、ルアン大司教領の一部を構成していた。本報告は、主として17世紀末から革命までの同市におけるルアン大司教の領主的諸権利について、若干の史料に基づく所見を述べようとするものである。

近世フランスの領主制については、農村所領における領主権の研究が深められているのに対して、都市における領主権の実態は必ずしも十分に究明されていない。それは、王権と都市当局と領主権との三者の関係が極めて複雑であることや、都市での領主権の行使（主として商品流通に対する諸貢租の徴収）の実情を知ることが困難であることなどによると思われる。そこで、本報告では、ディエップ市での領主権の実態を三側面から検討するために、次の三種類の史料を利用する。第一に、1695年に新たに制定された領主の諸貢租の一覧表（中世都市における流通税表に相当）と、その運用をめぐる紛争についての裁決類、第二に、その1695年の一覧表を激烈かつ詳細に批判したディエップ市民の長大な手稿史料（1765年）や、1789年の同市の陳情書、第三に、これら諸貢租の徴収請負契約、領主の収納役人の作成した収支帳簿、革命期に作成されたルアン大司教領の年収に関する明細書など、である。

同市における領主の諸貢租は、もっぱら、通行税・市場税・漁業税・海運税など、商品流通に対するものであったが、それら商品流通に関しては、国王および市参事会の公的な行政権と大司教のいわば私的な領主権との競合があり、また、市民の側からの領主権に対する批判と紛争が絶えず、さらに、領主の収税役人や徴収請負人の不正なども絡んでいた。そのため、旧体制末期における都市での領主的諸権利は、総じて、かなり不安定なものたらざるをえなくなっていたと思われる。

近代史部会 I

研究発表者

横山和加子（筑波大学）

東田 雅博（東亜大学）

塩崎 弘明（純心女子短期大学）

大津留 厚（大阪教育大学）

1 アメリカ大陸スペイン領植民地の クリオーリョと地方社会の形成

——フアン・インファンテ家の事例を中心に——

横山 和加子

征服から17世紀初頭までの約100年間は、アメリカ大陸のスペイン領植民地があらゆる面でその基本的姿を整えた時期とされている。政治的には、スペイン国王を頂点とする官僚制による統治が植民地に行き渡る。経済的には、16世紀半ばに銀山が相次いで発見され、ヨーロッパへの大量の銀輸出が植民地経済の根幹を成すにいたる。ヨーロッパ移民による農牧業も急速に拡大し、大土地所有制の基盤も確立される。社会的には、16世紀末までに先住民のキリスト教化がほぼ完了し、先住民に対する白人の社会的優位も確立する。文化的には、植民地生まれの白人「クリオーリョ」が、スペイン文化と先住民文化の狭間で独自の文化を模索する動きが17世紀前半に顕著となっていく。その際クリオーリョ社会とは、事実上、植民地の広大な領域を統治するため、16世紀を通じて各地に設立された大小のスペイン人都市のネットワークそのものであった。

従来、征服者や初期の入植者は、先住民の扱いをめぐる教会と対立する非文化的イメージのみで捉えられる傾向があった。しかし実際には、彼らとその子孫であるクリオーリョは、地方都市の設立と充実に中心的役割を果たし（そこでは教会の擁護も重要な要素であった）、広大な植民地にスペイン文化浸透の橋頭堡を築くとともに、首都とは異なる多様な地方文化の形成に重要な貢献を行った。

本発表は、征服直後に新大陸に渡り、現在のメキシコ中西部で幅広く農牧業を営んだフアン・インファンテとその子孫三代の活動を、地方文書館史料から掘り起こしながら、上記のような時代背景の中で、巧みに土地を集積し、地方都市バリャドリッドの発展に寄与しながら、有力者として定着してゆく一族の姿を通して、植民地の一地方における初期のクリオーリョ社会とその文化形成の実態に考察を加えることを目的としている。

2 ヴィクトリア時代におけるインド、中国、 日本のイメージ、1850年-1900年

——「文明化の使命」とアジア——

東 田 雅 博

ヴィクトリア時代の人々の多くは、少なくとも世紀中葉には「わが国は、間違いなく至上の幸福と繁栄のなかにいる」ことを実感でき、さらには経済的な意味での世界支配の感覚さえ持てた。こうした感覚は、世界で最高度の文明を持つイギリス-西洋が、数段劣った文明しか持たない非西洋世界を「文明化」=西洋化する義務を負っているという、いわゆる「文明化の使命」の概念のベースとなった。ヴィクトリア時代の人々は、明らかに、この「文明化の使命」に囚われていた。この「文明化の使命」は、しばしば帝国主義的活動のための空疎なスローガンと捉えられてきたが、それは「文明化の使命」の空洞化の結果であって、決して元来そういうものであったわけではない。

本報告は、「文明化の使命」に囚われたヴィクトリア時代の人々の眼に、インド、中国、日本が、それぞれどう映ったか、そしてそこに映しだされたそれぞれのイメージに何を読み取れるのかを明らかにしようとするものである。このために、当該期の代表的雑誌である *Quarterly Review*, *Edinburgh Review* 等に掲載されたインド、中国、日本関係の論文を分析する。ごく大掴みに述べるならば、少なくとも初期の頃には、これらの論文では後進的なアジアにとって先進的なヨーロッパの文明を受容することがいかに必要であるかが力説されるが、次第にそのトーンが低下していくのである。これこそが、「文明化の使命」の変容、あるいは空洞化のプロセスに他ならない。報告では、植民地であったが故に常に統治との関連で「文明化」が論じられたインド、市場として大いに期待された中国、そしていずれの条件からも自由であった日本でのそのプロセスが跡付けられよう。

3 アメリカ・カトリック界にみる アメリカニズム論争の背景と意義

塩崎弘明

我が国においても自己アイデンティティーを得んとする「ジャパニズム (Japanism)」論争は、歴史的課題であったばかりでなく今日的課題でもある。我が国に比べ歴史の浅いアメリカではあるが、理念国家として誕生する「独立神話」に見られる様に、「アメリカニズム (Americanism)」という名の自己アイデンティティー論争は、建国当初から今日に至る迄絶えることなく繰り返されてきた。時代により、地域により、さらに当該の担い手と課題により「アメリカニズム」論争は様々な形をとった。本報告では、これ迄我が国において殆んど無視に近い取り扱われ方をされてきた「アメリカ・カトリック界にみるアメリカニズム論争の背景と意義」を問題としたい。

ボルティモアのギボンズ (James Gibbons) 枢機卿宛の1899年1月22日付教皇レオ (Leo) 13世の書簡「テステム・ベネボレンチエ (Testem Benevolentiae)」で批難されることになる「アメリカニズム」及び、その信奉者たる「アメリカニスト (Americanist)」達に関わる論争の研究は、先ずアメリカ・カトリック歴史学界を中心に1940年代頃から緒につき、50年代及びアメリカ・カトリシズムの知的覚醒をもたらす60年代に至って本格化し、その後70年代から80年代にかけて批判的な研究へと深化する兆しが窺われる様になる。特に本報告では、今日の「アメリカニズム」論争研究動向の特徴ともいえる、ヘッカー (Isaac Hecker)、キーン (John J. Keane)、アイルランド (John Ireland) それにオコンネル (Denis J. O'Connell) 等4人の代表的「アメリカニスト」達の思想及び業績に着目したい。合わせて、今後の「アメリカニズム」論争の研究展望を開く意味合いから、これ迄欠けていた「論争」の神学的側面に留意しながら、神学的「アメリカニスト」と称されるスポールディング (John Spalding) や、アメリカの「近代主義者 (Modernist)」^{モダニスト}といわれる「アメリカニスト」的ヴィジョンの持ち主サリバン (William L. Sullivan) 等の思想にも一瞥を加えたい。

4 シカゴ食肉労働者の世界

大津留 厚

アメリカ合衆国では1880年代から東欧、南欧からの移民が急増したが、彼らはそれまでのイギリス、アイルランド、ドイツからの移民と区別して新移民の名で呼ばれている。彼らの多くは1880年代の構造的な農業不況の下で人口過剰となった農村の出身者だった。この報告では東欧からの移民を主として考察するが、彼らの目的地はかならずしもアメリカ合衆国に限定されたものではなかったことは留意する必要がある。例えばボヘミアに住むチェコ系農民であれば、それはウィーンでもプラハでも合衆国でもよかった。彼らの多くはハンブルクまたはブレーメンから船で合衆国に向ったが、その背景にはドイツから合衆国へ向う移民が減少する中で、移民を斡施していた業者たちが東欧からの移民に対象を移したという事情があった。

一方彼らを受け入れた合衆国は正に世界最大の工業国家への道をひた走っている時であった。中でも食肉産業は20世紀初頭には合衆国の工業生産額で一位を占め、流れ作業による大量生産技術を確立し、しかも機械化には馴染まなかったため大量の労働者を必要としていた。特にシカゴは鉄道と冷蔵技術の発達に支えられ、中西部の成牛産地と東海岸の消費地を結ぶ結節点として食肉産業が集中し、全米の食肉生産で圧倒的なシェアを占めていた。

そのシカゴの食肉産業で働く労働者のうち、20世紀初頭にはボヘミア、ポーランド、リトアニアなど東欧出身者が半数以上を占めていた。本報告は東欧からの移民たちが彼らにとっての新世界でどのように働き、どのように新しい生活を築きあげていったのかを明らかにすることを目的としている。

近代史部会Ⅱ

研究発表者

松浦 京子 (大阪大学)

北村 昌史 (京都大学)

山之内克子 (早稲田大学)

川越 修 (同志社大学)

1 19世紀イギリスにおける家庭衛生教育運動

松浦京子

19世紀のイギリスは、急激な都市化の過程で住民の深刻な健康問題に直面した。その結果、いわゆる公衆衛生改革が進められた。そのなかで、国家や地方行政が不衛生状態の改善のために主として環境整備・規制を行う一方、民間篤志組織によっても改善運動が進められた。この民間組織の運動には、公権力の衛生政策の強化を促し、補足するための調査活動とならんで、労働者階級に対する衛生知識の普及をめざす独自の活動が存在した。この民衆衛生教育活動は、当初、医師や男性博愛家によって進められたが、19世紀後半には、その活動の重要な部分は、女性によって担われることとなった。すなわち、中・上流階級の女性が、労働者階級の女性、特に母親を対象として、衛生問題に関する小冊子を発行し、母親集会や家庭訪問を通じて配布・朗読したり、その内容を実践してみせたりすることによって、衛生知識を普及させ、家庭・個人衛生の改善をめざしたのである。

公衆衛生改革は、指摘されているように、「衛生的たるべし」という規範を社会に求める、社会的統合化の一現象ととらえることができる。それゆえ、改革の一環である、女性による労働者階級に対する家庭衛生教育運動も、この統合化・社会規制の一つの典型といい得よう。それでは、なにゆえ、「衛生的たるべし」という規範が労働者階級家庭に求められたのであろうか。すなわち、労働者家庭を衛生的にし健康的にすることによって、何がめざされていたのだろうか。さらには、衛生教育という形の社会規制が女性によって担われたことは何を意味するのであろうか。本発表では、以上の点に留意しつつ、19世紀イギリスにおける家庭衛生教育運動の状況、及びそれをめぐる論議を考察する。

2 19世紀中葉ドイツの住宅改革運動

北村昌史

ここ十数年、19世紀ドイツの住宅については、歴史研究の対象として様々な面からとりあげられ、成果が積みかさねられつつある。住宅改革運動研究にかぎってみれば、そうした研究には現在のところ一つの傾向がみられる。すなわち、第一次世界大戦以降公権力が積極的に住宅建設にかかわっていく状況を「社会的住宅建設」sozialer Wohnungsbau とよび、19世紀の住宅改革運動をそれにいたる歴史としてとらえるのである。しかし、こうした研究のありかたでは、住宅改革者たちの発言や活動について「国家干渉」か「自由放任」かといった紋切り型の叙述に終始してしまい、その時代特有のコンテクストは無視されてしまいがちである。紋切り型の概念ではとらえきれない様々な要素もおさえたいうで、住宅改革運動の歴史をとらえなおしていく必要があるようにおもわれる。

こうした問題関心のもと、本発表では、ひとまず、住宅問題が人々の関心をひくようになり、いくつかの改革の試みがおこなわれはじめた19世紀中葉に焦点をあてたい。

1840年代のドイツの大都市では人口増加などの結果住宅難が生じ、労働者の住環境の悲惨さが問題となる。とくにベルリンの北にあるファミリエンホイザーとよばれる労働者用の集合住宅の劣悪な住環境は人々の注目をあびた。そうしたなかで、1847年にベルリン共同建築組合が設立され、1850年代にかけて労働者用住宅を建設する。この団体の影響をうけ、ドイツ全体で同様の動きがみられたのである。

そこで、まずファミリエンホイザーを中心とする当時の労働者住宅の状況と改革運動についてのべる。それをうけて、当時の代表的住宅改革者 V. A. フーバー Viktor Aimé Huber (1800~1869) の住宅改革案の分析によって、住宅問題の存在と改革運動の展開が当時の人々にとってどのような意味をもっていたのかを明らかにしたい。

3 ウィーン市都市拡張計画とゲマインデ

——新市庁舎建設を中心に——

山之内 克子

1857年12月、皇帝フランツ=ヨーゼフは親書を発して、内務大臣に対し、都市ウィーンを囲む中世以来の防御施設を撤去し、それによって得られる広大な空間を公共建造物及び民間利用に供するよう命じた。ここに、19世紀のヨーロッパにおいておそらく最も大規模かつ包括的な都市拡張計画が開始され、ウィーンは、この後約半世紀の間に、中世的城塞都市から近代的大都市へと急激な変遷を遂げることになったのである。

この都市計画は、「ウィーンに、『大ドイツ』の首都に相応しい壮麗な外観を与える」という目的で開始された一種の「首都改造計画」であり、当初より、内務省、すなわち帝国政府の強力なイニシアティブによって進められた。しかし、一方、帝国政府とは別に、都市に関与する行政機関として、ゲマインデ（市当局）の存在を無視することはできない。そして、都市の拡張・整備とは、元来はゲマインデの管轄に属するべき活動であった。したがって、国家政府が都市計画の主導権を掌握したことは、1848年の三月革命以来、独立した地方自治体としてその自律性の回復期にあったウィーンのゲマインデにとっては、まさに容認し難い管轄侵害であった。都市計画における地位改善は、以後、自律性回復の重要なポイントとして、市政に関わる人々にとっての最大の課題となったのである。

ウィーン市都市拡張計画、とりわけリングシュトラッセについては、すでに多角的視点から研究が進められている。しかし、これらは帝国政府側の視点から展開されたもので、ゲマインデの立場からの研究は、これまでほとんど見られない。本報告では、半世紀に及ぶこの都市計画の中から、事象として特に新市庁舎建設を取り上げ、ゲマインデの地位復元という観点から都市拡張計画を考察し、さらに、自律的行政機関としてのゲマインデの成長過程との関連についても検討を加えたい。

4 世紀転換期ドイツにおける〈生・性・政〉

川 越 修

19世紀から20世紀への転換期（本報告では大雑把に1880年代から1920年代までを考えると）に他の欧米諸社会と同様、ドイツでも近代社会の形成・展開過程は大きな転機を迎える。この19世紀的近代社会＝市民社会から20世紀的近代社会＝大衆社会への転換の舞台となったのは、首都ベルリンに象徴される大都市であり、転換の重要な契機となったのは近代都市的社会規範の定置をめぐる問題であった。

本報告の課題は、出生率低下と性病流行という具体的問題を手がかりに、ドイツにおける近代社会の転換・作動メカニズムを解読することにある。この2つの問題を取り上げる理由は、第一に、これらの問題が世紀転換期の「大都市の病理現象」を象徴するものとして同時代人たちの議論・関心の的となっていたからであり、第二に、それが〈生〉と〈性〉という社会規範の根幹をなす問題と結びついており、第三に、この〈生〉と〈性〉のクロスする領域で形成される社会規範とその浸透をめぐる葛藤が、日常生活の次元での権力関係（＝〈政〉）を映しだすと考えられるからである。

報告ではまず、ドイツにおける都市化の展開を概観し、出生率低下と性病流行問題をめぐる同時代人の言説を分析する。その後、1902年にベルリンで設立されたドイツ性病撲滅協会の活動を紹介するとともに、その機関誌に掲載された論説・記事にもとづき、買売春、性教育、戦争と性病問題、性病撲滅法の立法化といった、世紀転換期のドイツ社会における〈性〉をめぐる政治・社会状況を検討（但し史料上の制約から本報告では、教会の対応という重要な問題には踏み込めない）することによって、上述の課題にアプローチしたいと思う。

現代史部会

研究発表者

渡辺 孝次（一橋大学）

杉山 茂（京都大学）

守屋 純（早稲田大学）

石塚 省二（富山国際大学）

1 第一インターナショナル・ジュラ支部と バクーニン、マルクス

渡 辺 孝 次

第一インターナショナルの歴史は、従来、マルクスとバクーニンの思想的闘い（「マルクス主義」対アナキズム）という面を中心に理解されてきた。しかしながら、この争いにおいて、スイスのジュラ地方に存在した支部が果たした役割は決定的に大きい。それは、協会全体を分裂に導いた有名な「ソンヴィリエ回状」が、バクーニンの助力なしにジュラ支部独自の力で起草された事実からも明らかである。このジュラ支部に関する理解は、第一インターナショナル全体の歴史を理解する上でも鍵をなすといって過言でない。

ジュラ支部の立場は、支部の自治に基づく連合主義的組織観に則り、また国家権力に反発する点でバクーニンの立場に近かった。それ故前者は後者を熱心に支持したが、ジュラ支部のこの立場は、次に挙げる背景の下に大部分自生的に成立したのであり、「バクーニン主義」には還元しえない要素を含む。その背景として重要なのは、(1)連邦内の言語的少数派（フランス語民）としてジュラ住民が中央集権化に反対だったこと、および、スイスでは州自治の伝統が強固で、連邦政府も最小限の集権化に甘んじ、少数派の権利が大幅に保証されていたこと。(2)最近までプロイセン侯国だった（ヌーシャテル）事情、強制的にベルン州に編入された（ベルナージュラ）事情を通し、ジュラ地方にはドイツ語系の政府に反発する伝統が存在したことである。これに対し「マルクス主義」には、集権化指向が顕著で少数民族に対する配慮が乏しく、ロンドン協議会は、ジュラ支部の正統性を否認しただけでなく、労働者政党による国家権力の奪取という方針を出した。この方針は、ジュラ支部の立場とは全く相容れず、故に彼らはソンヴィリエ回状をもって、支部の自治権の不可侵性を主張し（これが少数派の権利の主張と重なり合い、またこの点が前面に出された点がジュラ支部独自であった）、特定の教義（「マルクス主義」）の押しつけに抗議したのである。

2 米国従属地域における治安維持軍の形成

—— 米国陸軍および海兵隊の創設による治安維持軍の相違について ——

杉 山 茂

本報告の目的は、フィリピンおよびカリブ海地域において米国が創設した治安維持軍の形成過程を明らかにし、米国陸軍の創設した治安維持軍と米国海兵隊の創設による治安維持軍との相違を明らかにすることである。

今世紀初頭、米国は、フィリピンやカリブ海域の保護国において治安維持軍を創設した。米国陸軍はフィリピンおよびキューバで、米国海兵隊はハイチ、ドミニカ共和国、ニカラグアで。これらの治安維持軍の相違は、ホスト国の民族運動の強さ、現地住民の米国支配に対するなじみの深さ、そしてそれらの地域の経済・政治情勢などの影響を受けて生まれてくる。さらに、陸軍の創設による治安維持軍と海兵隊の創設による治安維持軍との間には相違点が残るであろう。それは、陸軍と海兵隊のこうした情勢への対応力から生まれるものである。

本報告では、陸軍・海兵隊の対応力に起因する相違点を、米国の植民地統治下にあったフィリピンと直接軍政下におかれたハイチとドミニカ共和国に地域をしぼって明らかにする。また、焦点を治安維持軍の創設、訓練に当たった米国軍人の現地住民に対する態度、現地住民の募兵の方法、そして反乱鎮圧の方法にあてる。

米国の軍事力が本格的な近代化を開始した時期を扱う本報告が、巨大な軍事力のみならず、軍隊の創設という形で第三世界に対してさまざまな影響力を行使した今世紀の米国の理解の一助になれば幸いである。

3 リッベントロープと対ソ和平

—— 1943年の日独ソ関係 ——

守 屋 純

第二次大戦中の各交戦国間の和平工作、特に、それぞれの同盟国を出し抜く形での単独講和の試みについては、独英、独ソ、日華など、いくつか噂に上ったのものもあるが、戦後は、それらの大半は不利に陥った枢軸側の無益な試みとして片付けられてしまった観がある。

しかし、六ヶ年にわたる大戦の過程で、すべての交戦国が終始、戦争の純軍事的結着のみを追求していた、と断じてしまうのは余りに単純な結果論というべきであろう。

今回の報告では、大戦中の和平交渉の中でも、現在も当時も極めて実現可能性が少ないとみられ、しかも同時に非常に多くの噂が流布した、独ソ単独和平について、特に1943年8月1日付の、独外相リッベントロープが、在東京スターマー大使に宛てて送った親電をとりあげる。

この親電は ADAP に収録されているが、今日まで余り問題にされずに看過されてきた。リッベントロープの対ソ和平としては、戦争の最終局面でのものが知られている。しかしここでとりあげるのは、大戦中期の、軍事的に枢軸側劣勢ながら、まだ完全に戦争の帰趨は決せず、連合国側でも、第二戦線やポーランド問題をめぐって米英とソ連との対立が強まっていた時期のものである。

リッベントロープ電は、錯綜する当時の状況をそれなりに表現しており、これによって、今日まで特に不可解な部分の多いソ連とスターリンの意図について、日独両国の動向の性格と意義とあわせて検討してみたい。

4 現代ポーランド知識階級の西洋文明意識： 「ポーランド・エートス論」に向けた 意識史的アプローチ

——ユーゼフ・ピウスツキ (Józef Piłsudski 1867-1935) の
政治哲学 (国家論・軍隊論) を手掛かりとして——

石塚省二

報告者は1980-86年のポーランド留学から帰国後、日本文明とは異質なヨーロッパ・アメリカ・キリスト教文明の対象化へ向けた作業の一環として、小著『社会哲学の原像』(1987 世界書院)で明らかにした社会思想史の方法論：「意識社会学」の方法に基づいて、ポーランドの知的エリート意識；フロリアン・ズナニェツキ (Florian Znaniecki 1882-1958) の『西洋文明の没落』(1921 ポズナニ)、フェリックス・コネチヌイ (Feliks Koneczny 1862-1949) の『ポーランドのロゴスとエートス』(1921 ポズナニ・ワルシャワ) と『文明の多様性』(1935 クラクフ)；の研究を試みてきた。今回は、ポーランドの知的エリート意識が政治と交錯する人物としてユーゼフ・ピウスツキ (Józef Piłsudski 1867-1935) を取り上げ、その国家論と軍隊論を検討する。本研究は、期せずして現在進行形の世界史的大変動：東欧そしてソ連に及ぶ資本主義革命また現代史上極めてプロブレマティカルな「湾岸戦争」の終結という人類史的事態と重なる問題意識を強力にはらむことになった。「民族」と「文明」という考察に関してこよう。

〔報告資料〕 Józef Piłsudski, O Państwie i Armii. 2 tomy (ss. 343+ss. 285)

〔報告手順〕 1. ユーゼフ・ピウスツキの政治哲学 (国家論・軍隊論) 2. 「現代ポーランド知識階級の西洋文明意識」研究のまとめ。

〔報告者による関連論文〕 ①『社会哲学の原像』(世界書院 1987) ②「ポーランド『連帯』の文化社会的背景とその政治経済的帰結」(『経済評論』'86.12月号) ③「ポーランド社会学の展開とその諸相」(『社会学史研究』第9号) ④「ポーランド哲学の展開とその諸相その1(1), (2)」(東外大地域研『地域研究』第5, 6号) ⑤「フロリアン・ズナニェツキの西洋文明批評」(『東欧史研究』第11号) ⑥「資本主義革命のカオス(上), (下)」(『経済セミナー』'91.1, 2月号) ⑦「宗教的エートスと東欧革命」(『情況』'91.2月号)。

現代史シンポジウム

はじめに

木谷 勤 (名古屋大学)

報告者

木畑 洋一 (東京大学)

百瀬 宏 (津田塾大学)

石井 規衛 (神戸大学)

紀平 英作 (京都大学)

はじめに

司会 代表・木谷 勤

20世紀も余すところわずかとなり、今世紀を歴史のなかにどのように位置付けるのか。また20世紀が先行する19世紀から何を受け継ぎ、何を付け加えたのか。要するに「20世紀をどうみるか」という問いが、これからますます多く投げかけられようとしています。とくに西洋史家は、誰でも最初にこの問いに応えるように求められていると思われまます。こう考えて、本大会はこの問題に取り組むワンステップとして、今回のシンポジウムを企画しました。

問題はきわめて広く多岐にわたりますが、わたしたちは今回二つの方向からアプローチを試みました。すなわち、一つは国際関係からの接近で、第一報告（木畑洋一氏）は、帝国主義下の人間集団の分断と統合、その諸相と問題点を論じ、第二報告（百瀬宏氏）は、大国が君臨してきた従来の国際秩序のなかで、今世紀になって新たに増大している小国の役割と意義を扱います。これらは、国際関係の上で20世紀が19世紀から引き継いだ負の遺産とそれを克服する新しい動きを明らかにすると思ひます。

つぎに20世紀を問う第二のアプローチは、さまざまな意味で今世紀をリードした二つの大国、ソ連とアメリカ合衆国に焦点をあてます。報告は、これらの国家や体制が国内および世界で果たした——あるいは果たすことが期待された——役割と機能を明らかにします。第三報告（石井規衛氏）は、ソ連「社会主義」のシンボルとしての機能を内外の政治・社会情勢のなかで検討し、第四報告（紀平英作氏）は、「アメリカ的生活様式」とそれを支えるこの国の「福祉国家」への転換が世界に与えたインパクトを論じます。

そして、これら四つの報告をめぐり三人のコメンテーター、すなわち堀越智氏（アイルランド現代史）、田口富久治氏（比較政治学）、安川悦子氏（女性史）が、それぞれの立場から批判や20世紀の本質をめぐり新しい論点を提示して下さると思ひます。また一般討論では、参会者の皆様から活発な御議論がまきおこり、このシンポジウムによって実りある成果がもたらされることを期待いたします。

1 帝国主義：分断と統合の歴史像

木 畑 洋 一

帝国主義の時代として幕をあけた20世紀の前半は、いわば、帝国主義の帰結としての世界大戦の時代であった。二つの大戦は世界資本主義体制の中での覇権国の交代を決定的なものとすると共に、社会主義国・社会主義圏を生み、そのインパクトによる資本主義の変化をもたらしたし、さらに帝国主義支配下の植民地民衆の民族解放運動を加速化した。そして、地球のそれぞれの地域に住んでいる人々の生存の条件が、距離の遠近を問わず密接に結び合わされているという認識は、二つの世界大戦という大きな犠牲を払うことによって強まった。帝国主義の時代にあって世界の分割が終了し、重層的な支配・従属の網の目が地球にはりめぐらされたことによって、戦争は世界戦争としての性格を持つに至ったが、そのことは人類全体の共生の可能性をめぐる問いを必然的なものとし、20世紀の後半には、平和と繁栄への努力を地球大の規模で考えていこうとする姿勢も強まってきたのである。

しかし、それを妨げる要因も、20世紀にはいろいろな形で増大してきた。本報告でとりあげる人間集団のつながりの分断という問題も、その最も深刻なもののひとつである。

湾岸戦争の原因を作ったイラクのクウェート侵攻や、湾岸戦争の結果人々の注目をひくことになったクルド人の境遇は、19世紀末から今世紀前半にかけて世界の各地でひかれた国境線が持つ問題を、改めて私達につきつけている。帝国主義の時代は、世界のいずれの地域に住む人々をも国際関係の中にまきこんだが、それはしばしばその時代までの各地域における人間集団の相互のつながりの分断を伴った。境界というものが、それまでの人類の歴史に比べてはるかに大きな意味を持つようになったのである。人間集団のつながりの分断は、視点を変えていえば、人為的に設定された境界の中に異質な要素が強制的に統合されることをも意味した。地球上における人間集団の分布がきわめて複雑な形をとっている以上、何らの矛盾をも含まないような理想的な境界の画定は不可能であるとはいえ、帝国主義のもとにおける分断は、時として鋭い抗争や対立を生むきわめて深刻なひずみをさまざまな地域の人々にもたらした。

二度にわたる世界戦争は、この分断の過程をさらにおし進め、第二次世界大戦後の脱植民地化の過程は、人為的な境界線を新たな国境線として固定化した。さらには、独立の実現それ自体が新たな分断をもたらすこともあった。脱植民地化によって誕生した独立国家群は、植民地時代の境界がもたらした分断状況のつけを、いかにして払うのかという課題を最初から引き受けなければならなかった。20世紀も末となった今日、この課題は人類に大きな犠牲を強いているのである。

一方、帝国主義の時代から20世紀の前半は、とりわけヨーロッパにおいては国民国家の最盛期であった。国民国家の統合を正統化する伝統が強調されたり発明されたりして、人々の「愛国心」はしばしば排他的なジンゴイズムの形態をとって高揚していった。しかし、二つの大戦や、国民国家間の抗争の中で生み出されてきた人間集団の分断の進展は、国際社会を構成する基本的な単位としての国民国家への疑問を深め、国際関係における新たな主体を模索する態度を生み出してきた。国民国家の相対化への動きは、国民国家の統合のあり方についての各国内の少数民族グループなどからの異議申し立てや、帝国主義の時代以降規模の増してきた国際社会の中での人間の移動、さらにはECに見られるような広い地域統合の試みによって、20世紀の後半に著しく促進されてきたといってよいであろう。また、アメリカ合衆国とソ連という、20世紀後半の国際社会を主導した国々が、ともにもともと国民国家の枠にはいりきれない構造をもっていたことも、注目に値する。

国民国家の相対化への動きを中心に、人間集団の分断と統合の諸相に種々の検討が加えられ、個々の人間と人類全体を結ぶさまざまな段階での人間の結合関係が模索されはじめたのが、我々の時代である。本報告では、このような問題関心のもとに、20世紀の歴史を振り返ってみたい。

2 小国の機能と存在意義

百 瀬 宏

国際関係史の観点からすると、20世紀すなわち「現代」は、「近代」の遺産を引き継ぎつつも、これに抗い、変容させていった時代である、ということができよう。近代ヨーロッパに発生した、主権国家を単位とする勢力均衡に支えられた国際関係は、ヨーロッパの膨張とともに拡大し、世界を主権国家の網の目で覆ったが、他面において、「相互依存」や「ボーダレス国家」といった表現が示すように、国家自体、また国家間の関係に変化が生じてきているからである。「小国」の機能や存在意義もまた、この文脈で語る事ができよう。

「小国」とは、国際政治学の一般理論的な視角からは、「自らの財に依存するだけでは生存が不可能な国家」と定義することができよう。しかし、歴史学的には、「小国」の意味内容と「小国」的存在にたいする評価は、変遷を遂げてきたのであり、その変遷の仕方にこそ、われわれのテーマとの関連が見出されるのである。

「小国」的存在が提起してきた問題、すなわち「小国」問題は、広義には古今東西を通じて存在したと考えられるが、狭義には、ヨーロッパを起源とする近代国際関係の成立以来の事柄として論じられるべきであろう。その場合、「小国」問題の変遷を考える上で、次の二点が重要であろう。第一は、近代以来の歴史において、技術的・効率的にはより大きな単位が要求され、民主主義という見地からはより小さい単位が要求されるという二つの矛盾した傾向が進んできたことである。第二は、国際関係において、とくに熱核兵器の登場以来軍事力がもつ比重が低下してきたことである。

この二点を踏まえて近代以来の「小国」問題の変遷を辿ると、そこには、興味深い一つの特徴が浮かび上がってくる。古い時代のことになるが、春秋戦国時代の中国や古典古代のギリシアの論客、また時代を下って18世紀の啓蒙思想家たちも「小国」を論じたが、そこでは、善政や民主主義の問題と関連した形で議論がなされ、「小国」的存在にたいして高い評価も与えられていた。ところが、とくにナポレオン戦争を境にして、「大国」「小国」の区別は、軍事力を背景とした非人間的な権力政治の文脈で行われる

ようになり、かつ「小国」は、「大国」と制度上区別され、国際政治において役割のない孤立的中立に追い込まれた。ついで、戦間期には、観念の上では「大国」「小国」の平等がうたわれ、「小国」は国際連盟ないし、権力政治に代わる国際関係組織化の旗手であることを自任したが、その自己評価は第二次世界大戦下の現実によって裏切られ、戦後ヨーロッパでは「小国」の消滅が予見された。ところが、二つの「超大国」の間で「核手詰まり」の状態が発生すると、東西両同盟内外で「小国」の、主として安全保障面での動きが顕著になり、「小国」の生存能力および国際緊張緩和への貢献機能の点で再評価がなされ、国際政治学の上で初めて「小国」は本格的研究の対象となった。しかも、こうした動きの契機をなしたのが、植民地から独立したアジア・アフリカの非同盟外交運動であったことは、歴史文脈上重要な意味をもつ。

しかし、1970年以降の国際関係に顕著となった構造的変化の下で、従来ともかく一つに纏まっていた「小国」なる概念は、その内容において分裂し、この概念が本来内包していた矛盾が露呈した。第一に、「極小国」の数が急激に膨れ上がることによって、それら独自の問題が追求されるようになった。第二に、ヨーロッパの「先進小国」と非ヨーロッパ世界の「後発小国」との間に明確な分化が顕著化し、後者は改めて「弱国」の範疇で扱われるようになった。第三に、既成諸国家の国内に、地方分権ないし地域自立の動きが強まり、それらが直接国外や国際関係につながりをもっていく「内なる小国」の動きもまた、注目されている。

こうした現段階における「小国」の機能について考えてみると、「自らの財」のみによらない「小国」の対「大国」の外交術策は依然として発揮されるであろうし、対立する諸「大国」間の仲介的役割は、逡巡しつつもなお残るであろうが、より重要な機能としては、「小国」同士の地域的な協力体制を組むことを通じて、現在世界各地に起こりつつある国際秩序再編成の動きに対応し、“上から”の組織化にたいする“下から”の自主的な主張を保障していくことが考えられる。

現代における「小国」の問題は、一面ではますます深刻であるが、他面では、「小国」の問題を、たんなる権力政治の文脈においてだけでなく、国際関係における人間の復権につながる方向で見ていこうとする認識が生まれつつあるように思われる。

3 20世紀におけるソヴィエト社会主義の位置

石井規衛

現在、ソ連は混乱している。しかし、歴史研究にとってもっとも厄介なのは、ソ連のかつての受け止められ方の一切がソ連内部で崩壊している、ということの方にある。「本来的な社会主義」の歪みか、それとも、それからの逸脱なのか、といったア priori な前提に立ち、えてして袋小路に陥りやすい議論や、「社会主義の崩壊」といった乱暴な議論すらも登場している。それでもロシア革命（10月革命）という事件とソ連の存在とが、20世紀世界に対して大きな影響を与えてきたことまでは、否定できない。

ロシア「10月革命」の結果出現したソ連は、ヨーロッパを中心とした「帝国主義的な世界秩序」に対する、たとえシンボリックではあったとしても、ラジカルな批判の「中心」としてあった。1930年代のソ連の「第一次五ヵ年計画」期の工業化は、1929年の大恐慌〔Panic〕を背景として、「計画経済」に対する関心を著しく高めた。他方で、第二次世界大戦でナチス・ドイツに対して軍事的に勝利したことは、国際社会におけるヨーロッパ世界の地位の一時的な低下と、米ソを中心とした国際社会秩序を生みだした。しかしながら、ソ連のインパクトの独自性は、ソ連の軍事力の単なる強さや、あるいは特定部門に限定されていたとはいえ、工業生産高の増大の単なる速さに、あるいはソ連の外交の、特異性にあるのでもなく、ソ連が「社会主義社会」としてうけとめられていたことにこそ、あった。そして現在、まさにこの点に問題が起こっている。

周知のように、世界におけるソ連の影響力が高まっていった時期は、1930年代であった。1936年に「社会主義社会」の建設が基本的に完了した、と宣言された。だがその時期こそが、きわめてグロテスクな事態がソ連社会に伴ったという時期でもあった。このソ連の隠された現実と建前とのギャップが、バランスのとれた20世紀理解を著しく困難にしている一因となっているのである。

ソ連の影響と言う場合、単に一方通行的な作用が問題なのではない。ソ連の外にある「批判運動」の勢力の側が、荒々しい権力政治の支配する国際社会にも拮抗しうる、国家として存在する「社会主義」というイメージを、切実に求めていた、あるいはそれを

仮想せざるをえなかったという事情を無視できない。そのイメージは、必ずしも現実のソ連と一致する必要はなかったのである。要するに、20世紀世界に大きな影響を与え、重要な機能をはたしたのは、現実の「社会主義」ではなく、「社会主義」シンボルであった。

そして私は、そうした「社会主義」をシンボルと捉えることは、ソ連に対してもあてはまら思っている。「社会主義」をシンボルと捉えたとしても、それが、スターリンといった為政者が、外界における「批判運動」勢力をソ連の安全保障のために恣意的に利用し操作するための、したがって、ソ連社会にとっては外在的な道具だったのでは決してない。ソ連を「社会主義社会」と宣言したことは、スターリンを中心とするソ連指導部の単なる「瞞着」でもなかった。「社会主義」シンボルは、1917年「10月革命」以降のロシアの国家、社会に対しても、切実であったのである。

本報告のさしあたりの課題は、「社会主義」シンボルを、「10月革命」の後に出現した、ソ連という、世界史上ユニークな国家、社会の現実と突き合わせながら、それがソ連の国家、社会に対して果たしていた機能を整理することにある。その作業を通して、20世紀世界におけるソ連の史的展開を、単なるロシア史の延長ではなく、かといって、単純な「社会主義社会史」でもない、別の展望の下においてみようとする。

4 アメリカ合衆国と20世紀世界

紀平英作

イギリスからアメリカへの覇権交替という、世界秩序の大規模な変容を認識の基底において、今世紀初めからの合衆国の台頭が世界史に与えた衝撃あるいは影響を語るのであれば、もちろん一様ではない様々な議論が展開できるであろう。ただ、ここでも「アメリカ的生活様式」と呼ぶ、今世紀初めのアメリカに胎動した大衆レベルにまで広がる大量消費の生活様式——言葉を換えれば大衆消費社会の始動——は、その背景となった大量生産システムの開発とともに、アメリカの台頭が20世紀に与えたやはり際だった衝撃の一つであったように思う。今世紀に入ってみられた国家機構の変化、とくに世紀中葉からの福祉国家の台頭も、この大衆消費の拡大、変容という新しい生活様式に立脚した、20世紀に固有の政治展開であったと位置づけることも出来るように思う。

たとえば、1930年代の大恐慌期から70年代まで合衆国の政治は、ゆるやかで保守的な歩みではあったが、1920年代に顕現し始めた「アメリカ的生活様式」を国家領域内に均一に広げること、少なくとも、その基準のもとに国民生活の底部にある水準に均一化することを、継続する一課題としてきたようにみえる。総体的には西欧の国々が、そして本報告の場合、合衆国国家が、今世紀中葉からなぜそのようなより広い規模の政治社会統合に係わる課題を負ったのかという政治史上の問題は、ここでは別の機会に検討する命題としたい。ただ一言しておくべきは、30年代の恐慌が示したように、大量生産と大衆消費社会の組み合わせは、実際のところ両者だけで機能できる自立的な経済システムではなかった事実であり、そのシステムの円滑な機動また成長のために、以後の政治過程は国民生活の一定の底上げや富の分配を計る新しい質の国家介入を試みたという、やはりその限りで無視できない消費社会が生んだ政治的波紋である。

いずれにせよ、合衆国では今世紀が進むにしたがい、社会改革者と経済専門家が個別に始めた調査を政治機構がしだいに取り込むという形で、連邦政府は、国民経済また社会生活のあり方を手広く調査し、その調査に照らして合衆国における最低生活水準——「貧困」ライン——を定義してきた。とくに、連邦政治機構に高齢者また貧困母子家庭

に対する生活保護が組み込まれた1930年代以後は、「貧困」の定義や「貧困」基準の作成が相応の行政的意味をもっていった。そして、なにより興味深いことは、この過程で作られされた20世紀後半の合衆国における「貧困」ラインは、他国のすべてに適用する訳ではない、世界史においても、また同時代の世界の現実からみても豊かとさえ言える消費生活様式であったという事実である。

私の報告はさしあたり以上のような認識を与件として、次に列挙する三点の問題にそって多少の事実を提示し、合衆国が20世紀世界に与えた衝撃の一つの姿を考えてみようと思うものである。

(1)まず初めに、20世紀を通してアメリカにおける「貧困」とは、どのような水準のものとして定義されてきたのか。そしてこの「貧困」に対処する政治制度は、いかに変化したのか。以上の二点を整理することから、20世紀合衆国における新しい生活様式の台頭、またその生活様式と国家の変容がそれなりに相関した事実を確認してみたい。

(2)第2の問題に移るには、また多少の説明が必要であろう。かりに「アメリカ的生活様式」が合衆国において20世紀後半、以上のような特定の政治制度によって確保されている事実が確認できるのであれば、われわれはその点から議論を次のように敷衍することができるかもしれない。今世紀の後半、アメリカさらに日本を含んだ西洋諸国において、「アメリカ的生活様式」ないしはそれと同質的な生活様式がある種の福祉国家という、いずれにしても、国民国家を枠とした大きな政治行政機構の枠で保持されているという現実、20世紀の世界史を考える上でどのような問題を投げかけているのか。この生活様式と20世紀国家の変容は、なるほど一方では新しい生活様式の国家をこえた波及、また福祉国家の複数化という拡大のダイナミズムを含んでいた。しかし、同時にそれらは、特定国家群あるいは特定地域の生活水準を選別的に引き上げる反面で、その他の地域との間にある生活水準の違いを認容し、場合によっては一層差異を厳密なものとするという傾向を、非西欧を含めた世界秩序の上では確実に含んだようにもみえる。つまり、「アメリカ的生活様式」とそれを確保する国家単位の政治変化は、一面、近現代世界史を貫く南北の関係、とくに両者における生活資源の分配格差を継続的に保持する政治展開として、20世紀世界史の上に独自の意味を持ちしななかったか。合衆国国家の社会的統合過程を振り返ることで、このような仮説が多少の根拠をもつかも知れない二、三の

事実を示してみたい。

(3)最後に、20世紀後半に形成された合衆国における福祉国家の内実は、1980年代に入って、外見的には後退に向かう方向を示した。時間があればこの近年の変容を測り、多少の意味を考えることで論を結んでみたい。



岩波書店

東京都千代田区一ツ橋

全巻の構成——A5判・カバー・平均320頁(定価は税込)

- 第1巻 歴史における自然……定価 一九〇〇円
- 第2巻 生活の技術 生産の技術……定価 一九〇〇円
- 第3巻 移動と交流……定価 一九〇〇円
- 第4巻 社会的結合……定価 一九〇〇円
- 第5巻 規範と統合……定価 一九〇〇円
- 第6巻 民衆文化……定価 一九〇〇円
- 第7巻 権威と権力……定価 二〇〇〇円
- 第8巻 歴史のなかの地域……定価 二〇〇〇円
- 第9巻 世界の構造化……定価 二〇〇〇円
- 第10巻 国家と革命 (5月下旬刊)……定価 二〇〇〇円

シリーズ 世界史への問い

●新たな視角と方法により世界史を見直す「全10巻／完結」

(編集委員) 柴田三千雄・板垣雄三・二宮宏之・川北稔・後藤明・小谷汪之・濱下武志

世界史の大きな転換期の中で既存の枠組がおおきく揺らいでいる今日、歴史学はいかなる展望を示しうるか。本シリーズでは、人間と自然環境との関係や社会的結合、国家的統合の在り方を根源的に見直すとともに、人びとの移動と交流の様相、重層化する地域形成のもとでの国家の相対化、「ナショナルリズム」の再検討などの多くの新しい視点を提出した。読者はその中から、新たな世界認識を構築するためのさまざまな手がかりを得ることができるとであろう。



ミネルヴァ書房

近代ヨーロッパと東欧

中山昭吉著 ●ポーランド啓蒙の国際関係史的研究
従来の西欧中心的啓蒙思想研究の限界を越え、東西ヨーロッパ近代をダイナミックに描く。 6500円

裁判官・立法者・大学教授

R・C・ヴァン・カネヘム著 / 小山真夫訳 ●比較西洋法制史論 英米法・大陸法の大きな流れ、西洋各国の法制史を大胆なタッチで捉える。 3600円

近代英国の発見

越智武臣著 ●戦後史学の彼方 「近代英国の起源」ほか多くの業績をもつ著者が国家・地域・個人の歴史を往還しつつ「発見」した英国像を示す。 4800円

ドイツの臣民

P・ブリックレ著 服部良久訳 ●平民・共同体・国家 1300～1800年 中世から近代ドイツの臣民をその政治意識と国家的機能から照射する。 2800円

イギリス自由主義史研究

若松繁信著 ●T・H・グリーンと知識人政治の季節 欧米の研究を涉猟しつつ思想と歴史の交錯を活写し、グリーンの新しい評価を試みる。 3800円

ワイマル共和国の予言者たち

U・リンゼ著 奥田隆男他訳 ●ヒトラーへの伏流 歴史の暗部に光をあて、合理と非合理、現実性と幻想性のなかに生きた人間の姿をみる。 4000円

〒607 京都市山科区日ノ岡堤谷町1 郵便振替 京都2-8076 ☎(075) 581-0296

長谷川博隆編
権力・知・日常

—ヨーロッパ史の現場へ—
A 5判・320頁・¥5150

変動著しいヨーロッパの基底に測針の糸を垂れ、古代ローマから中世、近代にいたる歴史の重要局面をとりあげながら、それぞれの時代に生きた人々の日常性を、諸権力との主体的な関わりの中で問い直す名古屋大学西洋史論集2。

F. K. リンガー／西村稔訳
読書人の没落

—世紀末から第三帝国までのドイツ知識人—
A 5判・2段組・372頁・¥5150

機械と大衆の時代を迎えて文化的危機にさらされた世紀末ドイツの学者＝読書人層は、一方で新しい人文社会科学を創り出すとともに他方極度の混乱と対立を経て遂にはナチズムにからめとられていく。本書はドイツの学者たちを襲ったこの危機の過程を学問の中味と学者たちのメンタリティに分け入って跡づける斬新なインテレクチュアル・ヒストリー。ドイツの知的伝統への鋭い批判の故に激しい議論を巻き起した。

464-01 名古屋市千種区不老町名古屋大学構内 **名古屋大学出版会** ☎(052) 781-5027／振替名古屋2-11638

トムスン／デイヴィス他
近藤和彦／野村達朗編訳

歴史家たち Visions of History

社会史の新しい展望を切り拓いてきた14人のラディカル・ヒストリアンが、生い立ち、歴史学との出会い、作品等を語るインタビュー集成。¥3090

中村幹雄著
ナチ党の思想と運動

ナチ党を無原則な機会主義に基づく旧中間政党とする支配的学説を退け、資料を駆使してナチ・イデオロギーの本質と支持基盤を解明する。¥5150

野田宣雄著
教養市民層からナチズムへ

比較宗教社会史のこころみ カントとゲーテの国になぜヒトラーが？ ナチズム現象を英独宗教文化の比較という斬新な視点から解明する。¥4120

長谷川博隆編
ヨーロッパ

—国家・中間権力・民衆—
名古屋大学西洋史論集 1
A 5判・310頁・¥4635

ドイツ史百科事典

全約100巻

Enzyklopädie deutscher Geschichte

Ein frei zusammenstellbares Handbuch in ca. 100 Bdn.
Hrsg. v. L. Gall. ca. 130 S. pro Bd. 1988ff.
(Oldenbourg/WG)

各巻 je Bd. br. 3,520
" " Ln. 7,040

In Verbindung mit P. Blickle, E. Fehrenbach, J. Fried, K. Hildebrand, K.H. Kaufhold, H. Möller, O.G. Oexle, K. Tenfelde.

- 歴史書で定評のあるオルデンプルク社刊行の「歴史学概説」シリーズの伝統を継承した編集。
- ドイツ史研究の最新成果を伝え、研究上の諸問題及び研究動向を明示。
- 各巻はそれぞれ一つのテーマを取り扱い、斯界の権威がそれぞれ一人で一卷を責任執筆。

ナウカ

株式
会社

東京都豊島区南池袋2-30-19 ☎171

☎(03)3981-5261(代) 振替東京 7-80147

札幌営業所 ☎(011)726-0391
仙台営業所 ☎(022)223-5535
首都圏東部営業所 ☎(0471)63-3754
国立営業所 ☎(0425)77-3412
名古屋営業所 ☎(052)733-6692

京都営業所 ☎(075)223-5333
大阪営業所 ☎(06)313-2388
広島営業所 ☎(082)249-5011
福岡営業所 ☎(092)641-6844
神保町店 ☎(03)3264-0021